



明書（継続検査・構造等変更検査用）」に改める。

第五百五十五條第六の二の五様式に「第105号様式の2の5様式（用紙縦115ミリ横67ミリ）」を「第105号の2の5様式（用紙縦115ミリ横67ミリ）」（第86条関係）」に「家畜証明書（継続検査用）」を「家畜証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、「継続検査」を「継続検査・構造等変更検査」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
揖斐郡揖斐川町下岡島字岡山一〇の一〇
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

公示

家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 開催の期日及び場所

平成二十二年二月九日（火）及び同月十日（水）

岐阜市六条大溝四丁目四番七号 岐阜県家畜商協同組合事務所二階研修指導室

二 講習科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

三 受講手続

受講希望者は、受講申込書（別記様式第一号）に写真（申込み六カ月以内に撮影した上半身、無帽、正面向、無背景、縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）を添えて提出すること。ただし、家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）第四条の特別な資格を有する者で、家畜商法施行令第一条の四第一項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書（別記様式第二号）に、獣医師の免許を受けている者にあつては獣医師法第七条第二項の獣医師免許証の写しを、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては家畜改良増殖法第十八条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

四 受講手数料

三千七百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受講申込書にはり付け、納付すること（消印しないこと。）。

五 受講申込書の提出先及び受付期間

1 提出先

住所地为所管する農林事務所

2 受付期間

平成二十二年一月 五日（火）から

同 年一月二十九日（金）まで

六 その他

この講習会について不明な点は、各農林事務所農業振興課まで問い合わせる。電話

別記様式第1号

写 真

横2.4cm

縦3.6cm

岐阜県収入証紙  
はり付け欄  
( 3 , 7 0 0 円 )

平成 年 月 日

岐阜県知事様

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

生年月日

印

年 月 日

平成21年度家畜商講習会受講申込書

家畜商法第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)

別記様式第2号  
(獣医師用)

講習時間の特別措置適用申請書

平成 年 月 日

岐阜県知事様

住所  
氏名  
印

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特別措置を受けた  
いので、獣医師法第7条第2項の獣医師免許証の写しを添えて、下記により申請する。

記

家畜商法施行規則第4条第1号に該当するため。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)

別記様式第2号  
(家畜人工授精師用)

講習時間の特別措置適用申請書

平成 年 月 日

岐阜県知事様

住所  
氏名  
印

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特別措置を受けた  
いので、家畜改良増殖法第18条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて、下記により申  
請する。

記

家畜商法施行規則第4条第2号に該当するため。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三十号

総 務 部  
各 県 税 務 所  
自 動 車 税 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式その三、第三十七号様式その三表面及び第二百四十七号様式その一表面中「差控留出庫（差控留出庫）」を「差控留出庫（差控留出庫・継続検査留出庫）」に、「継続検査」を「継続検査・構造等変更検査」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

正 誤

（校正誤り）

平成二十一年四月二十八日第二千四十三号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第三百三十四号）（三二五頁上段前から十二行目中「谷汲名札」は、「谷汲名札」の誤り。

（原稿誤り）

平成二十一年十月十三日第二千八十九号 大規模小売店舗の変更の届出に関する件六五六頁下段後から一行目中「住友町」は「住吉町」の誤り。

平成二十一年十二月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社